

○令和2年度栃木県介護支援専門員実務研修受講試験案内の内容変更について

このことについて、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等が公布され、介護保険法が改正されたことにより介護支援専門員の欠格事由が見直されました。

つきましては、以下の新旧対照表をご参照の上、変更点にご留意ください。

新	旧
令和2年度栃木県介護支援専門員実務研修受講試験案内 3ページ 3 申し込みにあたっての留意事項 以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても法第69条の2について定める登録を受けることができないのでご注意ください。 <u>(1) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u>	令和2年度栃木県介護支援専門員実務研修受講試験案内 3ページ 3 申し込みにあたっての留意事項 以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても法第69条の2について定める登録を受けることができないのでご注意ください。 <u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u>

「厚生労働省令で定めるもの」は介護保険法施行規則第113条の5の2により「精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされています。